

液体クロマトグラフィー研究懇談会

「優良企業認定委員会」の運営に関する内規

(認定分野)

第1条 「優良企業認定委員会」が認定を行う企業は、生産・供給品が、i) HPLC 装置、ii) LC/MS 装置、iii) カラム・充填剤、iv) 前処理器材、v) 試薬・溶媒・水、vi) その他、の6分野の何れかに属するものとする。

(評価項目)

第2条 優良企業の認定は、主として製品の性能・品質並びに企業の社会的責任（CSR）の2面から、以下の項目等についての評価に基づき行う。

- 2 製品評価項目：先進性、独自性、普及度（販売数）、アフターサービス等に加え、上記、i)～iv)分野については性能、耐久性、操作性等、v)分野については純度等。
- 3 CSRの観点からの評価項目
 - ① 学会活動による社会貢献（LC懇・LC懇例会・DAYs・JSAC支部講習会・JIS原案作成委員会・JAIMAセミナー等への役員・委員・講師派遣、LC懇テクノプラザ等における発表・展示、専門書執筆等）
 - ② 社員教育（JSAC分析士資格取得奨励、LC懇への役員派遣、社内教育等）
 - ③ その他

(評価方法)

第3条 全評価項目を総合的に評価し、優良企業を「特別優良企業」と「優良企業」の2区分に分類し公告する。

原案作成 2018年8月3日（中村 洋）

原案承認 2018年9月20日（2018年度第6回運営委員会）

一部改正 2019年2月28日（2018年度第11回運営委員会）